

令和元年度 随意契約の公表

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの随意契約

※契約内容の詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|--------------------|------|--|-----------|---------------------|-------------|----------|---|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 1 総務課 総務管理係 | 委託 | 例規法令サポートシステムの 使用及び維持更新業務 | 平成31年4月1日 | (株)ぎょうせい四国支社 | 2,398,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 2 総務課 人事係 | 委託 | 砥部町人事評価システム運用 支援業務 | 平成31年4月1日 | (株)ぎょうせい四国支社 | 2,289,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 3 総務課 危機管理係 | コンサル | 砥部町同報系防災行政無線整 備工事監理業務 | 令和元年6月4日 | (株)建設技術研究所 松山事務所 | 13,200,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 工事設計業務の受託者であり、同社以外では十分な管理が行 えないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 4 総務課情報ス テム係 | 委託 | 全国町・字ファイル保守委託 業務 | 平成31年4月1日 | 地方自治体情報システム機構 | 208,600円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 5 総務課情報ス テム係 | 委託 | 番号制度関連機器保守業務 | 平成31年4月1日 | (株)愛媛電算 | 2,849,520円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 6 総務課情報ス テム係 | 委託 | 中央公民館仮設事務所移転に 伴うネットワーク機器の購入 及び設定変更委託業務 | 令和元年6月3日 | 四国通建(株) 松山支店 | 329,400円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 7 総務課情報ス テム係 | 委託 | 財務会計システム用仮想サー バー構築業務 | 令和元年6月12日 | 四国通建(株) 松山支店 | 2,339,280円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 8 総務課情報ス テム係 | 委託 | 財務会計システム再構築業務 | 令和元年6月12日 | (株)愛媛電算 | 3,672,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 9 総務課情報ス テム係 | 委託 | 財務会計システム保守契約 | 令和元年6月12日 | (株)愛媛電算 | 3,960,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------|-----------------|--------------------------------------|-----------|---------------------|---|----------|--|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 10 | 総務課情報システム係 | 委託 砥部町公式ホームページ常時SSL化対応に係る設定変更委託業務 | 令和元年6月24日 | 福泉(株) | 172,800円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 11 | 総務課情報システム係 | 委託 会計年度任用職員制度対応に伴う人事給与システム改修業務 | 令和元年9月13日 | (株)愛媛電算 | 1,650,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 12 | 企画財政課 契約資産係 | 委託 入札・契約システム保守 | 平成30年4月1日 | (株)シャープ松山オーエー | 216,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 13 | 戸籍税務課 固定資産税係 | 委託 標準宅地時点修正業務委託 | 令和元年5月27日 | (公社) 愛媛県不動産鑑定士協会 | 1,479,600円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 契約者は、従前より愛媛県全体の鑑定評価を行っており、町の土地に精通している。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 14 | 戸籍税務課 固定資産税係 | 委託 固定資産評価システムデータ更新業務委託 | 令和元年5月27日 | (株)富士建設コンサルタント | 1,870,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 15 | 戸籍税務課 町民税係 | 委託 eLTAXシステム改造業務委託 | 令和元年7月19日 | (株)日立システムズ | 1,080,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 16 | 地域振興課 地域振興係 | 委託 ふるさと納税返礼品(飲料)購入 | 平成31年4月1日 | 全国農業協同組合連合会愛媛県本部 | 3,994円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 平成30年4月1日付、総務市第37号の総務省通達により町内に事業所を有する同社からの調達が適切であるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 17 | 地域振興課 地域振興係 | 委託 ふるさと納税返礼品(柑橘類)購入 | 令和元年5月14日 | えひめ中央農業協同組合 | 各種柑橘 4,860~3,024 円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 柑橘類の生産量と品質を確保するためには、共選共販で行う農協から購入しなければならない。また、「紅まどんな」は全国農業協同組合連合会の登録商標であり、砥部町を管内とする農協は、えひめ中央農協以外にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 18 | 地域振興課 地域振興係 | 委託 砥部のりあいタクシー運行業務 | 平成31年4月1日 | (有)砥部タクシー | 初乗運賃1.3kmまで 570円 加算運賃339mごとに 80円 時間距離2分20秒ごとに 80円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該区域で道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)の許可を受けている事業者は(有)砥部タクシーのみであるため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------------------|----------|--|-----------|-----------------|----------------------------|----------|---|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 19 地域振興課 地域振興係 | 委託 | 広田のりあいタクシー運行業務 | 平成31年4月1日 | (有)砥部タクシー | 時間制運賃30分 ごとに 2,420 円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該区域で道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送 事業(区域運行)の許可を受けている事業者は(有)砥部タクシー のみであるため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 20 地域振興課 地域振興係 | 委託 | 愛媛F C小学校訪問イベント 委託業務 | 令和元年7月16日 | (株)愛媛F C | 300,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 21 地域振興課 地域振興係 | 委託 | 砥部町青少年国際交流事業 コーディネート委託業務 | 令和元年7月1日 | N P O法人国際交流支援協会 | 2,211,840円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 22 地域振興課 商工労政係 | 委託 | 東京アンテナショップ運営委 託業務 | 平成31年4月9日 | (有)愛媛サポーターズ | 3,487,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 23 地域振興課 砥部焼観光係 | 物品購 入 | 砥部焼窯元めぐり帖増刷 | 令和元年7月17日 | (株)えひめリビング新聞社 | 685,800円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業者が、パンフレット製本データを所有しているため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 24 地域振興課 砥部焼観光係 | 委託 | 平成30・31年度砥部焼陶芸塾 運営委託業務 (平成31年度分) | 平成31年4月1日 | 砥部焼協同組合 | 2,112,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 25 地域振興課 砥部焼観光係 | 物品購 入 | パンフレット「とべ陶街道を ゆく」増刷 | 令和元年7月4日 | (株)えひめリビング新聞社 | 1,557,360円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業者が、パンフレット製本データを所有しているため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 26 地域振興課 砥部焼観光係 | 委託 | 砥部町とべの館POS販売管理 システム改修委託業務(軽減 税率対応) | 令和元年6月6日 | (株)愛媛電算 | 453,600円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 27 地域振興課 砥部焼観光係 | 物品購 入 | 砥部町とべの館POS販売管理 システムハードウェア更新 | 令和元年6月6日 | (株)愛媛電算 | 972,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 28 地域振興課 砥部焼観光係 | 委託 | 砥部町とべの館POS販売管理 システム保守管理委託業務 | 令和元年6月6日 | (株)愛媛電算 | 136,620円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 29 地域振興課 砥部焼観光係 | 物品購 入 | 砥部焼のしおり増刷 | 令和元年7月16日 | (株)明朗社 | 383,400円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業者が、パンフレット製本データを所有しているため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------|----------------|------------------------------|------------|---|------------------|----------|--|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 30 | 保険健康課 保険年金係 | 委託 国保事業実績報告システム保守 | 平成31年4月1日 | (株)愛媛電算 | 109,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 31 | 保険健康課 保険年金係 | 委託 国保調整交付金システム保守 | 平成31年4月1日 | (株)愛媛電算 | 163,500円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 32 | 保険健康課 保険年金係 | 委託 国民健康保険税システム改造 業務委託 | 令和元年5月17日 | (株)愛媛電算 | 648,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 33 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 A類定期予防接種広域化に係 る委託契約 | 平成31年4月1日 | (一社)愛媛県医師会 | 別紙① | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 広域での契約(県下統一) (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 34 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 B類定期予防接種広域化に係 る委託契約 | 平成31年4月1日 | (一社)愛媛県医師会 | 別紙② | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 広域での契約(県下統一) (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 35 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 妊婦一般健康診査業務委託契 約 | 平成31年4月1日 | (一社)愛媛県医師会 | 別紙③ | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 広域での契約(県下統一) (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 36 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 乳児一般健康診査業務委託契 約 | 平成31年4月1日 | (一社)愛媛県医師会 | 別紙④ | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 広域での契約(県下統一) (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 37 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 砥部町検診委託業務 | 平成31年4月1日 | (春期)(公財)愛媛県総合保健協 会 (秋期)愛媛県厚生農業協同組合 連合会 | 別紙⑤ | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 検診日程の調整により契約業者でしか実施が出来ないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 38 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 砥部町特定保健指導委託業務 | 平成31年4月26日 | (春期)(公財)愛媛県総合保健協 会 (秋期)愛媛県厚生農業協同組合 連合会 | 別紙⑥ | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 特定健診の結果に基づき支援等を実施するため、特定保健指 導を実施した業者に引き続き特定保健指導を委託する。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 39 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 砥部町成人歯周病検診業務 | 平成31年4月12日 | 伊予歯科医師会 | 3,300円 (単価契約) | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 伊予市・松前町・砥部町による広域での契約 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 40 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 砥部町妊婦歯科健康診査業務 | 平成31年4月1日 | 伊予歯科医師会 | 3,300円 (単価契約) | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 伊予市・松前町・砥部町による広域での契約 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 | |
|-----------|----------------|------|---|------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------|--|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | | |
| 41 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 砥部町保健センター日常清掃 (トイレ)業務 | 平成31年4月2日 | 砥部町シルバー人材センター | 176,740円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 砥部町の高齢者雇用の促進を図るため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 42 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 砥部町1歳6カ月児歯科健診業務 | 平成31年4月9日 | 伊予歯科医師会砥部町代表歯 科医院 稲田歯科医院 | 127,167円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 砥部町を管轄する歯科医師会であるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 43 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 砥部町3歳6カ月児歯科健診業務 | 平成31年4月9日 | 伊予歯科医師会砥部町代表歯 科医院 稲田歯科医院 | 127,167円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 砥部町を管轄する歯科医師会であるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 44 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 砥部町7カ月児健診業務 | 平成31年4月17日 | 小泉小児科 | 127,166円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 砥部町内の小児科医がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 45 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 砥部町1歳6カ月児健診業務 | 平成31年4月17日 | 小泉小児科 | 127,166円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 砥部町内の小児科医がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 46 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 砥部町3歳6カ月児健診業務 | 平成31年4月17日 | 小泉小児科 | 127,166円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 砥部町内の小児科医がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 47 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 妊婦及び乳児一般健康診査、 三歳児視覚聴覚精密健康診査 広域化に係る費用の審査及び 支払に関する業務 | 平成31年4月1日 | 愛媛県国民健康保険団体連合 会 | 94円 (単価契約) | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 医療保険の請求支払処理を担う国保連合会を通して健診の審 査・支払を行うため、県下統一の契約を締結する。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 48 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 子宮頸がん検診業務 | 令和元年6月19日 | (一社)伊予医師会 (一社)東温市医師会 | 子宮頸がん検診 6,865円 再検査 432円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 伊予市・東温市・松前町・砥部町による広域での契約 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 49 | 保険健康課 健康増進係 | 委託 | 風しんの抗体検査及び風しん の第5期の定期接種に係る業務 | 平成31年4月1日 | (公社)日本医師会 | 別紙⑦ | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 広域での契約(全国統一) (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 50 | 介護福祉課 社会福祉係 | 委託 | 砥部町民生児童委員協議会運 営業務委託 | 平成31年4月1日 | (副)砥部町社会福祉協議会 | 1,469,600円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 町の地域福祉の現状を理解し、事業の目的を十分認識したう えで業務を遂行することができる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 51 | 介護福祉課 社会福祉係 | 委託 | 砥部町プレミアム付商品券事 業運営業務委託 | 令和元年5月21日 | 砥部町商工会 | 38,353,560円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 | |
|-----------|--------------------------|------|------------------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|----------------|--|----------------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | | |
| 52 | 介護福祉課 社会福祉係 | 委託 | 臨時福祉給付金システム（プレミアム付商品券対応）改修 業務委託 | 令和元年5月16日 | (株)愛媛電算 | 1,296,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 53 | 介護福祉課 障がい福祉係 | 委託 | 障害者相談支援事業 | 平成31年4月1日 | (副)砥部町社会福祉協議会 (副)宗友福祉会 (副)あゆみ学園 | 1,650,638円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 砥部町民を相談対象者として障がい種別によってより特化した相談の受け入れが可能な事業者はこの3者のみである。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 54 | 介護福祉課 障がい福祉係 | 委託 | 障害福祉業務総合支援ソフト 賃貸借業務 | 平成31年4月1日 | (株)ニック | 627,840円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 55 | 介護福祉課 障がい福祉係 | 委託 | 障害者自立支援システム改修 業務 | 令和元年9月4日 | (株)愛媛電算 | 858,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 56 | 介護福祉課地域 包括支援セン ター係 | 委託 | 砥部町地域支援事業等業務 | 平成31年4月1日 | (副)砥部町社会福祉協議会 | 4,792,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 専門職員の知識及び技術が必要であり、地域住民サービスの 向上のため委託できるのは他にはないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 単価契約 |
| 57 | 介護福祉課地域 包括支援セン ター係 | 委託 | 砥部町地域支援事業等業務 | 平成31年4月1日 | (副)広寿会 | 3,147,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 専門職員の知識及び技術が必要であり、地域住民サービスの 向上のため委託できるのは他にはないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 単価契約 |
| 58 | 介護福祉課地域 包括支援セン ター係 | 委託 | 砥部町地域支援事業等業務 | 平成31年4月1日 | (副)砥部寿会 | 8,221,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 専門職員の知識及び技術が必要であり、地域住民サービスの 向上のため委託できるのは他にはないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 単価契約 |
| 59 | 介護福祉課地域 包括支援セン ター係 | 委託 | 砥部町地域支援事業等業務 | 平成31年4月1日 | (医)光陽会 | 300,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 専門職員の知識及び技術が必要であり、地域住民サービスの 向上のため委託できるのは他にはないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 単価契約 |
| 60 | 介護福祉課地域 包括支援セン ター係 | 委託 | 地域包括支援センターシステ ム改修業務 | 令和元年9月11日 | (株)愛媛電算 | 796,400円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 単価契約 |
| 61 | 介護福祉課地域 包括支援セン ター係 | 委託 | 砥部町徘徊高齢者家族支援事 業 | 平成31年4月1日 | セコム(株) | 3,297,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 現在利用している機器及び事業者を継続することで、利用者 (認知症高齢者)及び家族の精神的な安定を図ることができ るため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 単価契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------------------|----------|-----------------------|-----------|--------------------------|-------------------|----------|--|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 62 介護福祉課 高齢者福祉係 | 物品購 入 | 物品購入単価契約 (農協全国商品券) | 令和元年8月26日 | (株)Aコープ西日本 | 3,250,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 販売業者、取扱業者等が他になく、物品の買入れ先が特定 されているため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 63 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 独居高齢者ふれあい訪問事業 | 平成31年4月1日 | 砥部町老人クラブ連合会 | 431,996円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 日頃から高齢者と関わり、高齢者を十分に理解している事業 者が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 64 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | とべ温泉行きバス運転業務 | 平成31年4月1日 | (公社)愛媛県シルバー人材セン ター連合会 | 年間見込額 937,740円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 高齢者雇用の促進及び運転手の急な体調不良等に対応可能な 団体が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 65 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | とべ温泉行きバス添乗業務 | 平成31年4月1日 | ボランティア湯砥里 | 年間見込額 490,010円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) バスを利用する高齢者の心身状態の把握、利用者の気持ちに 添った支援の観点から、地域に根付く高齢者を主体としたボ ランティア団体が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 66 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 高齢者生活状況確認事業 | 平成31年4月1日 | (株)セブンスター | 年間見込額 262,500円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 移動販売車(とくし丸)の運行に合わせて業務を行うため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 67 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 砥部町高齢者等支援事業 | 平成31年4月1日 | (福)砥部町社会福祉協議会 | 2,530,998円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 日頃から高齢者と関わり、高齢者を十分に理解している事 業者が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 68 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 生活支援ハウス管理運営業務 | 平成31年4月1日 | (福)広寿会 | 5,154,853円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 専門性の高い職員体制が必要であり、これを満たす地元事業 者が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 69 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 老人福祉センター管理運営業 務 | 平成31年4月1日 | (福)砥部町社会福祉協議会 | 1,564,021円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 高齢者の各種相談や健康増進の支援により高齢者福祉の推進 を図る目的がある施設であり、住民サービスの向上と効率的 な運営を図れる事業者が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 70 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 砥部老人憩の家管理運営業務 | 平成31年4月1日 | 砥部町シルバー人材センター | 1,841,345円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 砥部町の高齢者雇用の促進を図るため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------------------|----|--------------------------------|------------|-------------------|-------------|----------|---|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 71 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 広田老人憩の家管理運営業務 | 平成31年4月1日 | (福)広寿会 | 660,725円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 高齢者の心身の健康増進を図る施設であり、日ごろから高齢者と関わり、高齢者を十分に理解している事業者に委託することで住民サービスの向上が図れるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 72 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 広田老人憩の家屋外清掃管理業務 | 平成31年4月1日 | 総津老人クラブ | 130,800円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 高齢者の就業機会の確保・提供をすることで、高齢者の社会参加を促進し、老人クラブの活性化につなげるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 73 介護福祉課 高齢者福祉係 | 委託 | 砥部老人生きがいの家管理運営業務 | 平成31年4月1日 | 砥部町シルバー人材センター | 1,841,345円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 砥部町の高齢者雇用の促進を図るため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 74 介護福祉課 介護保険係 | 委託 | 砥部町通所介護事業運営業務 | 平成31年4月1日 | (福)広寿会 | 34,036,261円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 広田地区において運営可能と見込まれる法人が他にないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 75 介護福祉課 介護保険係 | 委託 | 介護保険システム改修業務 (標準レイアウト対応) | 令和元年5月17日 | (株)愛媛電算 | 518,400円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 76 介護福祉課 介護保険係 | 委託 | 介護保険システム改修業務 (消費税引き上げ対応) | 令和元年9月17日 | (株)愛媛電算 | 1,683,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 77 生活環境課 ごみ対策係 | 工事 | 美化センタープラント製造物 修繕(第1四半期修繕工事) | 平成31年4月17日 | J F E 環境サービス(株) | 36,288,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 特許を有する建設メーカーの下でなければ、施設の機能維持が保証されないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 78 生活環境課 ごみ対策係 | 工事 | 美化センタープラント製造物 修繕(第2四半期修繕工事) | 令和元年6月17日 | J F E 環境サービス(株) | 38,545,200円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 特許を有する建設メーカーの下でなければ、施設の機能維持が保証されないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 79 生活環境課 ごみ対策係 | 工事 | 千里埋立処分場遮水シート修繕工事 | 令和元年9月30日 | 四国エンジニアリングサービス(株) | 814,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 取扱い業者が、愛媛県内に1社しかないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 80 農林課農業振興係 | 委託 | 砥部町六次産業化支援業務 | 令和元年6月26日 | (株)いよぎん地域経済研究センター | 9,988,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 専門的知見や豊富な経験に基づく企画提案を必要とするため公募型プロポーザル方式を実施した。 | プロポーザル |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 | |
|-----------|------------------|------|---------------------------|------------|-----------------------|--------------------------------------|----------------|---|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | | |
| 81 | 農林課林業振興係 | 委託 | 市町村森林GIS保守委託 | 平成31年4月1日 | 応用地質(株) 四国事務所 | 220,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 82 | 建設課 土木係 | 工事 | 町道矢取松前線他1線道路維持 工事 | 平成31年4月18日 | (株)小泉組 | 3,905,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 重信川堤防と道路の兼用工作物管理協定により、河川管理者 が行う堤防面の除草と同一時期に施工することとなっている ため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 83 | 建設課 管理係 | コンサル | 町営住宅西団地外部補修工事 監理業務 | 令和元年5月10日 | 礎企画設計事務所 | 495,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 補修工事設計業務の受託者であり、同社以外では十分な管理 が行えないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 84 | 子育て支援課保 育幼稚園係 | 委託 | 広田保育所児童送迎車運転委 託 | 平成31年4月1日 | (有)中山観光 | 通常 8,100円/回 砥部中送迎時 2,160円/回 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当) 広田地域限定の運行業務だが、広田地域で本業務を請負うこ とができる業者は無く、近隣地域において当該業務を実施で きる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 85 | 子育て支援課保 育幼稚園係 | 委託 | 麻生幼稚園園児送迎バス運行 業務委託 | 平成31年4月8日 | (公社)愛媛県シルバー人材セン ター | 1,490円/時間 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第41条第2項に 定めるシルバー人材センターで、園児バス運行について、安 定的な人員配置及び安全な運行の実績があるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 86 | 子育て支援課保 育幼稚園係 | 委託 | 「世界へ向かってとベッキ ズ」授業実施委託料 | 平成31年4月11日 | NPO法人 国際交流支援協会 | 450,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 87 | 子育て支援課保 育幼稚園係 | 委託 | 厨房機器保守点検委託 | 平成31年4月15日 | ホシザキ四国(株) 松山中央営業所 | 261,800円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 88 | 子育て支援課保 育幼稚園係 | コンサル | 砥部こども園倉庫建築工事監 理委託 | 平成31年4月17日 | 礎企画設計事務所 | 378,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 工事設計業務の受託者であり、同社以外では十分な管理が行 えないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 89 | 子育て支援課保 育幼稚園係 | 委託 | 子ども子育て支援システム改 修委託 | 令和元年7月11日 | (株)愛媛電算 | 5,832,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------|------------------|-------------------------------------|-----------|-------------------------|---------------------------|----------|---|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 90 | 子育て支援課 子育て支援係 | 子育てワンストップサービス 電子申請データ接続・運用業 務 | 平成31年4月1日 | 日本郵便(株) | 署名検証 7,776円/月 印刷・発送 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 91 | 子育て支援課 子育て支援係 | 砥部町つどいの広場事業 | 平成31年4月1日 | NPO法人 とべ子育て支援団体ぽっかぽか | 10,942,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 92 | 子育て支援課 子育て支援係 | 砥部町愛顔っ子応援券印刷業 務 | 平成31年4月1日 | (有)木村印刷 | 162,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 事業開始時からの請負者であることから、印刷基本デザイン を有しているため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |
| 93 | 子育て支援課 子育て支援係 | 砥部町赤ちゃんふれあい体験 事業 | 令和元年5月20日 | NPO法人 とべ子育て支援団体ぽっかぽか | 584,004円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 94 | 学校教育課 総務係 | 小学校校舎空調設備整備工事 監理委託 | 令和元年5月17日 | (株)大建設計工務 | 5,421,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 工事設計業務の受託者であり、同社以外では十分な管理が行 えないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 95 | 学校教育課 総務係 | 砥部小学校屋内運動場石綿除 去工事監理委託 | 令和元年6月17日 | (株)大建設計工務 | 1,404,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 工事設計業務の受託者であり、同社以外では十分な管理が行 えないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 96 | 学校教育課 学校教育係 | 砥部中スクールバス運行業務 | 平成31年4月1日 | あづま運送 | 3,921,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 営業所の位置や代替運転手及び車輛確保の面からも当該事業 に対応できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 97 | 学校教育課 学校教育係 | 砥部小通学タクシー運行業務 | 平成31年4月4日 | (有)砥部タクシー | 955,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 営業所の位置や代替運転手及び車輛確保の面からも当該事業 に対応できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 98 | 学校教育課 学校教育係 | 広田小スクールバス運行業務 | 平成31年4月1日 | (有)中山観光 | 3,603,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 営業所の位置や代替運転手及び車輛確保の面からも当該事業 に対応できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 99 | 学校教育課 学校教育係 | 砥部町立学校学力診断テスト 業務 | 平成31年4月8日 | 伊予教科図書販売(有) | 1,668,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------|-----------------------|------------------------------|------------|-------------------|-------------|----------|--|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 100 | 学校教育課 学校教育係 | 委託 砥部町児童生徒及び教職員健康 診査業務 | 平成31年4月9日 | (公財) 愛媛県総合保健協会 | 4,819,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 101 | 学校教育課 学校教育係 | 委託 hyper-QU及びQU検査業務 | 令和元年5月9日 | 盛重図書教材(有) | 429,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 102 | 学校教育課 学校教育係 | 委託 砥部地域小学校教師用教科書 及び指導書 | 平成31年4月9日 | 稲田書店 | 823,865円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 教科書の供給は、教科書発行者が教科書を各学校まで供給する義務を負うため取次供給所以外では購入することが出来ないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 103 | 学校教育課 学校教育係 | 物品購 入 砥部町立小中学校図書購入 | 令和元年7月16日 | 稲田書店 | 1,941,844円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 販売価格が決まっているため。 (町契約規則第27条第1項第2号該当) | 特命随意契約 |
| 104 | 学校教育課 学校給食セン ター | 委託 排水処理施設保守点検業務委 託 | 平成31年4月1日 | (株)ダイキアクシス | 937,400円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 製造・施工メーカーの技術者でなければ異常等が発生した場合、迅速な対応が困難なため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 105 | 学校教育課 学校給食セン ター | 委託 厨房設備保守点検業務委託 | 平成31年4月1日 | (株)中西製作所 松山営業所 | 757,500円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 製造・施工メーカーの技術者でなければ異常等が発生した場合、迅速な対応が困難なため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 106 | 学校教育課 学校給食セン ター | 物品購 入 学校給食用非常備蓄食料 | 令和元年5月7日 | (公財)愛媛県学校給食会 | 634,824円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該物品は完全受注生産で生産され、また、県内には取り扱う業者が1社しかいないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 107 | 社会教育課 公民館係 | 委託 ポーランド語講座 | 平成31年4月13日 | NPO法人 国際交流支援協会 | 150,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 108 | 社会教育課 公民館係 | 委託 とべっ子国際交流 デイキャンプ | 平成31年4月13日 | NPO法人 国際交流支援協会 | 600,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 109 | 社会教育課 公民館係 | 委託 砥部町国際教養講座 | 平成31年4月13日 | NPO法人 国際交流支援協会 | 1,200,000円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |

| 担当課及び担当係等 | 種別 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約者名 | 契約金額 (円) | 見積 者数 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-----------------------------|----|---------------------------|-----------|-------------------------|-------------|----------|---|--------|
| | | | | | | | 特命随意契約とした理由 | |
| 110 社会教育課 社会教育係 | 委託 | 放課後子ども教室事業委託 | 平成31年4月8日 | NPO法人 とべ子育て支援団体ぽっかぽか | 2,171,055円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 111 社会教育課 社会教育係 | 委託 | 家庭教育支援事業委託 | 平成31年4月8日 | NPO法人 とべ子育て支援団体ぽっかぽか | 639,740円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 112 社会教育課 (ひろた交流センター) | 委託 | 広田ふるさとフェスタ イベント委託業務 | 令和元年7月1日 | (株)コバ | 3,282,840円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 当該業務を実施できる者がほかにないため。 (町契約規則第27条第1項第3号該当) | 特命随意契約 |
| 113 社会教育課文化 スポーツ係 | 工事 | 文化会館ふれあいホール舞台 吊物設備修繕工事 | 令和元年6月14日 | (株)三精エンジニアリング | 2,084,400円 | 1 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 他の吊物装置との調整が必要で、吊物機構の不具合あるいは 故障時の責任の所在を明らかにするため、特定の者による一 貫した管理が必要となるため。 (町契約規則第27条第1項第5号該当) | 特命随意契約 |